

公告

2024年3月1日

生活協同組合コープあいづ

理事長 吉川毅一

定款第20条、第21条、並びに第24条、役員選任規約第2条、第3条、第4条、並びに同第6条に基づき、以下の立候補を募ります。

地域選出理事

若松地域 6人以上8人以内

喜多方地域 3人以上4人以内

坂下地域 2人以上3人以内

監事 4人以上7人以内

立候補なさる方は4月20日までに、備付の立候補用紙に記入の上、提出ください。

お問合せ：コープあいづ役員室（TEL 0241-22-1041）福島・新山

定款

（役員）

第20条 この生協に次の役員を置く。

- 1) 理事20人以上25人以内
- 2) 監事4人以上7人以内

（役員を選任）

第21条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総代会において選任する。（2018年6月8日 於：ベル・ルクス）

2 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選任することができる。

（役員の新職禁止）

第24条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

- (1) 生協の理事又は使用人
- (2) 生協の子会社等（子会社、子法人等及び関連法人等）の取締役又は使用人

役員選任規約

（選任区分および選任区域）

第2条 役員選任に当っては、理事については以下の選任区分を設け、監事については全体区分として役員候補者を選定する。

- 1) 全体区分
- 2) 地域区分
- 2 理事の全体区分においては、生協運営全体の観点から選定する常勤理事及び有識者理事の候補者を選定する。
- 3 理事の地域区分においては、別表に定める区域（理事会において定める区域）ごとに組合員理事の候補者を選定する。
- 4 監事の全体区分においては、組合員監事及び有識者監事の候補者を選定する。

（定数）

第3条 役員を選任区分ごとの定数、全体区分における常勤理事及び有識者理事（監事にあつては組合員監事及び有識者監事）の定数配分並

びに地方区分における各区域の定数は、定款第20条の定める範囲内において、生協の事業及び組織の状況並びに各区域の組合員数及び組合員組織の状況を考慮して理事会で定める。

(候補者になることができない者)

第4条 以下の者は役員の候補者となることはできない。

- 1) 総代
- 2) 第5条第2項に定める役員選考委員会の委員であって、現任理事でない者
- 2 生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は不適格者として役員の候補者になることができない。
 - 1) 未成年者
 - 2) 被補助人
 - 3) 破産手続開始の決定を受け、復権していない者

(候補者の推薦)

第6条 選考委員会は候補者名簿に登録されている者の中から、以下の基準にもとづき 第3条による定数の範囲内で、選考委員会として推薦する者を選考する。

- 1) 全体区の理事候補者については、理事会の推薦があること
- 2) 地域区の理事候補者については、各エリア会の推薦があること
- 3) 監事候補者については、監事会の推薦があること
- 2 理事長は、地域区分理事候補者の推薦に先立ち、次の事項を公告し、選考委員会の推薦を受けることを希望する組合員からの申出を求めものとする。
 - 1) 役員選任を行う総代会の日時および場所
 - 2) 第3条にもとづき理事会が決定した区域別の理事定数
 - 3) 申し出の受付方法および申し出の期限
- 4 前項の規定により申し出をすることができる組合員は、前項の公告のあった日の前月の末日から継続して組合員であったものに限る。
- 5 役員選考委員会は、委員の3分の2以上の多数により、第3条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。
- 6 役員選考委員会は、前項の決定をするときは、決定に係る候補者からあらかじめ承諾を得るよう努めるものとする。
- 7 役員選考委員長は、前項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を理事長に報告するものとする。
- 8 理事長は、監事候補者につき前項の報告を受けたときは、すみやかにその内容を特定監事に通知しなければならない。
- 9 特定監事は、前項の通知を受けたときは監事会を招集し、第4項により全体区分役員選考委員会が推薦を決定した監事候補者の選任を総代会に付議することに関し、協議に付さなければならない。
- 10 特定監事は、監事の過半数により前項の同意の可否を決したときは、その結果を理事長に通知するものとする。この場合において、同意が得られなかったときは、監事の協議により監事の候補者を選定し、理事長と協議するものとする。